

選 択 約 款 変 更 届 出 書

電契発 24 第 46 号

平成 24 年 7 月 25 日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東 京 電 力 株 式 会 社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平 成 2 4 年 9 月 1 日

料金その他の供給条件の内容

深夜電力

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成24年7月25日付け平成24・05・11資第73号認可。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 深夜電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

(4) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、1月につき次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契 約 に つ き	1,406円07銭
-------------	-----------

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款

の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) 供給約款38（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。

(ハ) 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ニ) 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

4 深夜電力B

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または

短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則として断たします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合は、料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	315円00銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円82銭
------------	--------

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×13パーセント

割引対象額＝イの基本料金＋その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にとみなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 深夜電力 A

契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

2 深夜電力 B

（1）供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（2）通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

（イ） 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

（ロ） 当社は、別表 1（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

（イ） 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 13パーセント × 割引対象率

割引対象率 = $\frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ニ) (ロ)または供給約款26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更があった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。
- (ホ) 供給約款41（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は、本則4（深夜電力B）(4)ハによって算定された割引対象額から供給約款41（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成24年9月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

- (1) お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

イ ロの場合を除き、平成24年7月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、零円といたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定（当該認定に係る年度が平成24年度であるものに限ります。）を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ ロの場合を除き、平成24年7月の検針日から平成25年3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(イ)に準ずるものといたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

別 表

1 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器（主として夜間時間〔毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。〕に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。）をいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日

までの期間に使用される電気に適用いたします。

- ロ 深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

- (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 深 夜 電 力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	22円15銭5厘
-------------	----------

ロ 深 夜 電 力 B

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭2厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

当社は、供給約款が平成24年 7 月25日付け認可により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定に基づき、ここに平成24年 6 月20日届出の深夜電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

(1) 新旧料金率比較表

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
深 夜 電 力 A		1 契約	円 銭 円 銭 1, 182. 39 [55. 11]	深 夜 電 力 A		1 契約	円 銭 1, 406. 07
深 夜 電 力 B	基 本 料 金	1 kW	315. 00	深 夜 電 力 B	基 本 料 金	1 kW	315. 00
	電 力 量 料 金	1 kWh	9. 72 [0. 55]	深 夜 電 力 B	電 力 量 料 金	1 kWh	11. 82
	通電制御型夜間 蓄熱式機器割引額	深夜電力Bの該当 料金の15パーセント		深 夜 電 力 B	通電制御型夜間 蓄熱式機器割引額	深夜電力Bの該当 料金の13パーセント	

注. 現行料金の料金率は、平均燃料価格45, 600円/k1
 の場合の燃料費調整後の値とし、 [] 内に
 燃料費調整単価を再掲した。

(2) 新旧燃料費調整比較表

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	価格または料金率	区 分		単位	価格または料金率
平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 42,700	平均 燃料 価格	基 準 値	1 kl	円 44,200
	調整の上限 価格	1 kl	64,100		調整の上限 価格	1 kl	66,300
基準 単価	深夜電力 A 1月につき	1契約	円 銭厘 19.005	基準 単価	深夜電力 A 1月につき	1契約	円 銭厘 22.155
	深夜電力 B	1 kWh	0.190		深夜電力 B	1 kWh	0.222

(3) 供給条件の変更の内容

供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

3 料金の算出根拠

料金率は、供給約款の料金算定諸元をもとに、夜間時間の供給コストを反映して設定いたしました。